

令和4年3月10日制定

株式会社建築住宅センター

こどもみらい住宅支援事業対象住宅適合審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社建築住宅センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施するこどもみらい住宅支援事業対象住宅適合審査料金について必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務規程第11条に基づくこどもみらい住宅支援事業対象住宅適合審査料金の額は、別表に掲げる額とする。

(料金の納入方法)

第3条 依頼者は、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼時に前条の規定による料金を、現金又はセンターの指定する銀行口座に振り込みにより納入する。ただし、センターと依頼者の別途協議により合意した場合は、別の支払い方法をとることができる。

(補足)

第4条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ、センターと申請者の協議により定める。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表

株式会社建築住宅センター

こどもみらい住宅支援事業対象住宅適合審査料金

(1) 一戸建て住宅の適合審査料金は下表による。 (単位:円)

判定基準	料金 (消費税込み)
① 断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4	34,100

(2) 共同住宅等の適合審査料金は下表による。 ※表中のMは依頼戸数。(単位:円)

判定基準	料金 (消費税込み)
② 断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4	34,100×M

※共同住宅等の適合審査料金で依頼戸数が5以上の場合は別途見積もりとする。

(3) 変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅適合審査を依頼する場合

(変更前の証明書を当センターが発行したものに限る。)

の料金は、(1)又は(2)の金額の半額とする。

それ以外は、(1)又は(2)の金額とする。

なお、判定基準を変更する場合は、新たに適合審査の依頼を受けたものとして、(1)又は(2)の料金を適用する。

(4) 証明書を再発行する場合の手数料は、一通につき2,200(消費税込み)とする。

(5) 確認申請と同時依頼の場合は、1,100円(消費税込み)を減額する。